

# 国際訴訟・仲裁の結果と 弁護士費用請求規定の関係



コロンビア特別区弁護士 アルプスアルパイン  
株式会社法務部長 学校法人武蔵野大学非常勤講師

瀬川 一真

## 要 約

「勝訴当事者は敗訴当事者に対して、紛争の解決に要した弁護士費用を請求できる」とする弁護士費用請求規定はアメリカ合衆国においても有効に機能しうる。しかし、当該紛争が訴訟・仲裁のいずれの形式をとろうとも、その請求すべてが認容される場合は多くはないのが現実であり、その結果、「いずれの当事者が『勝訴当事者』に該当するか」という点についての判断を求める、いわゆる勝訴当事者の確定に関する争いも頻繁に見受けられる。「勝訴当事者」の確定方法については各州の裁判所によって大きく2種類のアプローチが示されているところであるが、請求額とその認容額などを参考にしつつ弾力的な判断が行われる傾向にある。したがって、自己の弁護士費用請求権の有無に関する予見可能性を高める、ひいては将来生じうる紛争に一定のコントロールを及ぼすといった観点からは、「勝訴当事者」を戦略的に定義していくことが望ましい。また、弁護士費用を請求するにあたってはその合理性も要求されることから、当該要求に耐えられるよう、弁護士費用の適切な管理が平素から期待される。さらに、弁護士費用請求規定の実効性を確保するという観点からは、弁護士費用請求権の行使および射程範囲との関係についても注意を払って当該規定を起案すべきといえる。

## 目次

1. はじめに
2. 弁護士費用に関する責任の所在
  - (1) アメリカン・ルール
  - (2) アメリカン・ルールの例外～連邦法・州法における取り扱い
  - (3) アメリカン・ルールの例外～契約による取り扱い
3. 弁護士費用請求規定に関する留意点
  - (1) 「勝訴当事者」の確定
    - (a) 原告の請求が認められた場合～金銭賠償請求との関係
    - (b) 原告の請求が認められた場合～知的財産紛争との関係
    - (c) 被告の反論が認められた場合
    - (d) 弁護士費用請求規定と仲裁規則の関係
    - (e) 対応案
  - (2) 弁護士費用の合理性
  - (3) 弁護士費用請求規定の実効性確保
    - (a) 弁護士費用請求権の所在
    - (b) 弁護士費用請求規定の射程
4. おわりに

## 1. はじめに

国際取引契約書においては、「勝訴当事者は敗訴当事者に対して、紛争の解決に要した弁護士費用を請求できる」とする弁護士費用の請求に関する規定が設けられていることも少なくない。しかし、訴訟・仲裁などにおいて一方の当事者の主張が全面的に認められることは多くはないところ、そのような場合において、弁護士費用の請求権を有することになる「勝訴当事者」の該当性はどのように判断されるのであろうか。特許紛争のように高度の専門性

を要するものを中心として、アメリカ合衆国などにおける弁護士費用が高騰する現状からすると、当該取り扱いが不透明なまま手続を進行させることは重大なリスクとなりかねない。そこで本稿においては、まず、弁護士費用に関する責任の所在について、アメリカ法における原則および例外を確認する(2章)。次に、弁護士費用の請求権者となる「勝訴当事者」の確定方法に関する裁判例を紹介したうえで(3章1節)、いわゆる弁護士費用請求規定を設けるにあたっての留意点にふれるとともに対応案を示唆する(3章2節および3節)<sup>(1)</sup>。

## 2. 弁護士費用に関する責任の所在

### (1) アメリカン・ルール

紛争が生じた場合においてはその攻撃・防御にさまざまな費用を要することになる。代表的なものとしては、手続費用(仲裁手続による場合においては仲裁人費用ならびに仲裁手続申立て費用および仲裁手続サービス費用などを含む)、ならびに、当事者の要する費用(弁護士費用、専門家〔技術専門家などをいう〕費用、証人費用、および諸経費〔事務費用、電話・コピー代金などをいう])が挙げられる<sup>(2)</sup>。

これらのうち、弁護士費用は、当事者が当該紛争解決に要する費用のうちでも最も大きな負担となりうる。この点は、とりわけ当該紛争が日本国外で生じた場合に顕著である。たとえば、アメリカ合衆国の場合、31年以上の経験を有するワシントンD.C. 弁護士の一時間あたりの費用(2020年度)は\$665が標準であるとの統計があり<sup>(3)</sup>、また、事業者の抱えるような高度の専門性を要する紛争を手掛ける弁護士の費用はさらに高額となっているのが現実である<sup>(4)</sup>。そこで、自己が紛争に要する弁護士費用について、その負担を他方の当事者に転嫁できるかどうかは大きな関心事項となる。

この点、アメリカ合衆国においては、弁護士費用は当事者の自己負担とすることが原則とされる<sup>(5)</sup>。アメリカン・ルールと呼称される当該原則の趣旨には、(1) 紛争の帰趨については不確実な部分が大きいいため、単に当該紛争で敗れたことのみをもって弁護士費用の負担という制裁までを敗訴当事者に課すことは衡平にかなうとはいえないこと、(2) 弁護士費用の負担可能性が生じるとそれをおそれるあまり、(金銭的余裕のない者を中心として) 紛争提起自体を差し控えることになりかねないこと、および(3) 弁護士費用という請求が加わることによって、当該紛争を検証するための時間・費用・困難性が増大し、紛争解決機関にとって大きな負担となってしまうことなどが挙げられる<sup>(6)</sup>。もっとも、アメリカン・ルールにも例外はあり、それは、紛争を規律する法律または契約において、「有利な判断を得た者(以下、「勝訴当事者」という)は当該紛争の解決に要した弁護士費用を他方の当事者(以下、「敗訴当事者」という)に対して請求できる」といった趣旨の規定が設けられている場合である<sup>(7)</sup>。

### (2) アメリカン・ルールの例外～連邦法・州法における取り扱い

アメリカン・ルールの例外に該当する法律はあくまで限定的であり、事業者が広く依拠できるようなものは存在しない。たとえば、当事者間において仲裁合意がある場合、その取り扱いを定めるものとして連邦仲裁法があるが<sup>(8)</sup>、連邦仲裁法には弁護士費用の請求に関する規定はない<sup>(9)</sup>。一方、特定の紛争との関係では、州法などにおいて、勝訴当事者が敗訴当事者に対して自己の要した弁護士費用の請求を行うことを認めるものも見受けられる。たとえばイリノイ州法においては、私有物に造作などを施した事業者の有する抵当権に関する紛争において、勝訴当事者が敗訴当事者に対して自己の要した弁護士費用を請求することを認める<sup>(10)</sup>。

### (3) アメリカン・ルールの例外～契約による取り扱い

一方の当事者に弁護士費用の請求権を認める旨を当事者間で取り決めることは可能であり<sup>(11)</sup>、それはAttorneys' Fees Clause または Prevailing Party Clause (以下、「弁護士費用請求規定」という) などと呼称される<sup>(12)</sup>。弁護士費用請求規定が存在する場合、裁判所は、合理的な範囲で当該規定に基づく弁護士費用の請求を認めなければならない<sup>(13)</sup>。

それでは、仲裁手続との関係では、弁護士費用請求規定はどのように取り扱われているであろうか。たとえば、アメリカ仲裁協会は、当該仲裁手続に関して要する弁護士費用を当事者の自己負担とすることを原則とするが<sup>(14)</sup>、

当事者間でこれと異なる取り扱いに合意することは妨げていない。この点を具体化したものとして、仲裁申立人向けの申立書の書式が挙げられる。すなわち、当該書式には、「弁護士費用の請求についての裁定を求めるかどうか」についての意向を示す欄が設けられているのである。したがって、申立人は、被申立人との間で弁護士費用請求権に関する合意がある場合にはそれに従って、また、そのような合意がないとしてもその他の理由による弁護士費用請求の可能性を確保する趣旨で、弁護士費用の請求に関する裁定も求めうる。後者の場合においても、被申立人が申立人による申請に同意した場合には、仲裁手続によって弁護士費用請求権の所在についても決するという合意が形成される<sup>(15)</sup>。

### 3. 弁護士費用請求規定に関する留意点

このように弁護士費用請求規定は、訴訟・仲裁手続においても、弁護士費用の請求に関する強力な手段となりうる。そこで、取引契約の締結時において弁護士費用請求規定を設定するかどうか自体が重要な検討事項となるが、当該規定の内容についても検討すべき事項がある。

ここに、弁護士費用請求規定は、たとえば次のような内容から成る<sup>(16)</sup>。

「The prevailing party has the right to collect from the other party its reasonable attorneys' fees incurred in enforcing this agreement.」（「勝訴当事者は、本契約の履行を求めるにあたって要した合理的弁護士費用について、他方当事者から支払いを受ける権利を有する」）。

#### （1）「勝訴当事者」の確定

弁護士費用請求規定に関して最も争いの対象となるのが、果たしていずれの当事者が、「勝訴当事者」（「prevailing party」または「successful party」などと規定されることが多い）に該当するののかという点である。紛争には複数の当事者または複数の請求が関係することも少なくなく、その場合においてはさらに勝訴当事者の確定が複雑な問題となる<sup>(17)</sup>。

この点、連邦民事訴訟法における訴訟費用請求規定（勝訴当事者に弁護士費用を除く費用についての敗訴当事者に対する請求権を認める<sup>(18)</sup>）についての裁判例は基本的なフレームワークを理解するための参考となる<sup>(19)</sup>。ここでは、「勝訴当事者」となるためには当該紛争に関する当事者間の法律関係に（勝訴当事者を直接有利にする方向で）重大な変更を生じさせる判断を得たといえる必要があり<sup>(20)</sup>、当該法律関係に重大な変更を生じさせる判断が認められない場合には「勝訴当事者」は存在しないとす<sup>(21)</sup>。もっとも、紛争が複数の請求を伴う場合において、「勝訴当事者」となるためにはそれらすべての請求について当該当事者に有利な判断を得る必要があるかというところではない<sup>(22)</sup>。

それでは、「当該紛争に関する当事者間の法律関係に（勝訴当事者を直接有利にする方向で）重大な変更を生じさせる判断を得た」といえるかどうかについては、どのように判断されるのであろうか。すなわち、「原告が被告に対して金銭賠償を請求し勝訴した場合」、または、「被告が防御に成功し自己にとって不利益な判決を回避した場合」などが勝訴当事者を確定しやすい典型例として挙げられているが<sup>(23)</sup>、紛争の性質によってはそれらに該当する場合でさえも明快に当該確定が可能であるとまではいえないため、さらに具体的な判断基準が存在するかどうかに関心の対象となる。

#### （a）原告の請求が認められた場合～金銭賠償請求との関係

紛争の性質が金銭賠償を求めるものであったとしても、一方の当事者の請求の満額が認められなかった場合においては勝訴当事者の確定が困難となりかねない。たとえば、仲裁手続においては、両方の当事者の主張を斟酌し、双方の妥協点を見出したうえで裁定が下されるといった傾向も否定できないため<sup>(24)</sup>、このような状況に直面する可能性も低くはない。実際にも勝訴当事者の確定に関する争いの多くは、このような場面に関するものであるところ、その解決は大きく2種類のアプローチによって図られている。

（i）Net Judgment Approach（以下、「ネット・ジャッジメント・アプローチ」という）は、当該紛争全体を

俯瞰したうえで、より多額の金銭を得ることになった当事者を「勝訴当事者」とするアプローチである<sup>(25)</sup>。しかし、たとえば原告から \$1,000 の請求が行われた事案について \$1 の請求が認容される結果となった場合、それは被告の実質的勝訴とも評価できる状況であるものの、ネット・ジャッジメント・アプローチによる限り、原告が勝訴当事者と確定されることになり、不合理な結果をもたらしかねないとの批判がある<sup>(26)</sup>。

(ii) Common Sense Flexible and Reasoned Approach (以下、「フレキシブル・アプローチ」という<sup>(27)</sup>) は、ネット・ジャッジメント・アプローチを基礎としつつ、その他のさまざまな事情も考慮に入れたうえで勝訴当事者を確定する。当該事情には、(1) 契約文言、(2) 請求、反対請求、および再反対請求の数、(3) 当事者にとっての請求それぞれの重要性および訴訟全体における当該請求の重要性<sup>(28)</sup>、ならびに (4) 請求それぞれについての請求額と認容額などが含まれる<sup>(29)</sup>。なお、フレキシブル・アプローチにおいては、一方の当事者のみが勝訴当事者に該当しうることを原則としつつ<sup>(30)</sup>、さまざまな事情を考慮に入れたうえで勝訴当事者を確定するという性質上、両方の当事者が共に勝訴当事者に該当する場合、または、両方の当事者が共に勝訴当事者に該当しない場合を否定するものではない<sup>(31)</sup>。そして、この点に関しても契約文言が重要な位置づけを有する<sup>(32)</sup>。

**(b) 原告の請求が認められた場合～知的財産紛争との関係**

知的財産権に関連する紛争などにおいては、原告の請求内容もさまざまであるため、勝訴当事者の確定に迷う場合もあろう。この点、「被告の特許権が無効であることが確認された場合<sup>(33)</sup>」、「被告に対する差し止め命令を取得した場合<sup>(34)</sup>」、および、「被告による特許権侵害を認容する旨の判決を得た場合<sup>(35)</sup>」においては、当事者間の法律関係に重大な変更が生じさせることになるから原告が勝訴当事者であると判断された例があり参考になる。これらに対して、「原告の請求のとおり、(被告に加えて原告が) 共同発明者であることが認定された場合」であっても、当該発明を実施できるという被告の法的立場に変わりはないとして原告は勝訴当事者に該当しないとされた例もある<sup>(36)</sup>。

**(c) 被告の反論が認められた場合**

「被告が自己にとって不利益な判決を回避した場合」については、それが本案において勝訴したことを理由とするならば、被告が勝訴当事者であることに異論はないであろう。しかしそれが本案によらない理由であるならば、被告が勝訴当事者であるといえるかどうかについては疑義が生じかねない。実際にも、「原告の請求を排除できたならば被告としての主目的は達成している以上、裁判所がどのような理由で原告の請求を退けたかは重要でない」として、そのような場合における被告を勝訴当事者として取り扱う州がある一方<sup>(37)</sup>、本案による勝訴を被告が勝訴当事者に該当するための要件とする州もある<sup>(38)</sup>。

**(d) 弁護士費用請求規定と仲裁規則の関係**

取引契約書において仲裁手続を紛争解決手段として選択する場合においては、仲裁機関の規則にも注意を払う必要が生じる。取引契約書の準拠する仲裁機関の規則における弁護士費用の取り扱いと当事者の意図する弁護士費用の取り扱い方針が異なる場合があるためである。

この点、たとえばアメリカ仲裁協会仲裁規則、国際商業会議所仲裁規則、または UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法における弁護士費用の取り扱いに関する要旨および弁護士費用請求規定との整合性は次のとおりである。

仲裁規則・モデル法とそれらにおける弁護士費用の取り扱いに関する要旨		弁護士費用請求規定との整合性 <sup>(39)</sup>
アメリカ仲裁協会仲裁規則	当事者それぞれが弁護士費用を自己で負担することを原則とする <sup>(40)</sup> 。	×
国際商業会議所仲裁規則	仲裁人が弁護士費用の負担先について決定する権限を有する <sup>(41)</sup> 。	△
UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法	敗訴当事者が弁護士費用を含む仲裁手続コストを負担することを原則とする <sup>(42)</sup> 。	○

たとえば取引契約書において、「本取引契約から生じる紛争についてはアメリカ仲裁協会の仲裁規則に従い、アメリカ仲裁協会によって管理される仲裁手続に付される」と規定していた場合、当事者の要する弁護士費用については、アメリカ仲裁協会の仲裁規則に沿って、それぞれが自己で負担することになる。したがって、取引契約の当事者が勝訴当事者の敗訴当事者に対する弁護士費用請求権の取得を希望するならば、当該取引契約の弁護士費用請求規定においてその旨を定めるとともに、当該規定がアメリカ仲裁協会の仲裁規則に優先する旨も定めておくことが望ましい<sup>(43)</sup>。さらに、勝訴当事者の確定方法について弁護士費用請求規定による十分な対処ができない場合においては、(あくまで特定の州における解決基準をのぞむことを前提として) 弁護士費用請求規定に関する解釈は(アメリカ仲裁協会の仲裁規則ではなく) 特定の州法による旨を規定することが望ましい。

### (e) 対応案

これらをふまえると、弁護士費用請求規定において単に「『勝訴当事者』は、本契約の履行を求めるにあたって要した合理的弁護士費用について、他方当事者から支払いを受ける権利を有する」などと規定することが良いとはいえない。むしろ、「勝訴当事者」については具体的な定義を設けることで、その確定に関する争いを回避するとともに、当事者が弁護士費用負担に関するリスクを当該紛争の最中に推測できるようにすることが得策ともいえる。この点、どのように「勝訴当事者」を定義するかについては、たとえばイリノイ州法<sup>(44)</sup>を参考として、「『勝訴当事者』とは、当該紛争における請求総額のうち●%を超えて自己に有利な判断を得た者をいう」などとすることも考えられよう。その場合、「勝訴当事者」要件となる「請求総額に占める請求認容額の比率」を調整することによって、将来生じうる紛争に一定のコントロールを及ぼすことも可能となる。たとえば「請求総額のうち90%を超えて自己に有利な判断を得ること」を「勝訴当事者」の要件としたならば、原告となる当事者は、紛争の提起にあたって自己の請求総額を勝訴の確度も照らし合わせながら慎重に設定する必要に迫られるであろうし、また、和解交渉における被告側の妥協を企図して請求額を積み重ねるといった戦略の選択についても見直しを迫られるであろう。なお、弁護士費用の請求が弁護士費用請求規定に基づいて行われる場合、「勝訴当事者」を含む弁護士費用請求規定の解釈は契約上の文言に忠実に行われるべきとされる<sup>(45)</sup>。

## (2) 弁護士費用の合理性

弁護士費用請求規定を根拠とする場合であっても勝訴当事者が敗訴当事者に対して請求できるのは弁護士費用のうち合理的といえる範囲にとどまる<sup>(46)</sup>。この点は仲裁人らも注意を払う点であるとともに、他方の当事者または他方の当事者の保険会社が検証を行う点でもある。そこで、当事者としては、紛争に関して受領する自己の弁護士費用の請求内容についても精査し、他方の当事者らによる検証に耐えられるよう備えておかなければならない。

この点、「合理的な弁護士費用」とは、一定の論理的根拠を備えた紛争に対応できる能力を有する弁護士の選任を可能とする程度の費用をいう<sup>(47)</sup>。具体的には、弁護士倫理規定における弁護士報酬の算定指標なども参考しつつ「合理的」であるかどうかを判断するほかないであろうが<sup>(48)</sup>、たとえば、次のような点が配慮されているかどうかに注意を払うことになる。まず、弁護士は、請求書に執務時間を日ごとにまとめて示すことは差し控え、各業務内容に要した時間を個別に記載することが望ましいとされる<sup>(49)</sup>。業務内容については、弁護士・依頼人間秘匿特権またはワーク・プロダクトの法理との兼ね合いもあり、詳細な描写は不要であるが、「XXXに関する調査」といった程度の描写は必要である<sup>(50)</sup>。また、打合せについては、打合せの主題、Web会議・電話・面談といった打合せの方法、および同席者について記載することが望ましい。漠然とした主題の会議に多数の出席があった旨の記録があるような場合については、その合理性について異議が唱えられることも想定される。なお、紛争における請求金額と当該弁護士費用のバランスについても弁護士費用の合理性に関する検証要素のひとつとなるが、どの程度の弁護士費用を費やすかについては事案の性質による側面も大きく、当該バランスを失したからといって直ちにその合理性が否定されるわけではない<sup>(51)</sup>。

### (3) 弁護士費用請求規定の実効性確保

弁護士費用請求規定の実効性の確保との関係からは、次の事項について配慮を要する。

#### (a) 弁護士費用請求権の所在

仲裁人には、勝訴当事者および勝訴当事者が請求しうる弁護士費用の金額の確定に関して一定の裁量が認められるものの<sup>(52)</sup>、弁護士費用請求規定が弁護士費用請求権を当事者に付与しているならば、当該権利自体は尊重しなければならない<sup>(53)</sup>。したがって、弁護士費用請求規定には、「勝訴当事者が弁護士費用について敗訴当事者に対する確定的な請求権を有する」旨を明示しておくべきである。

ただし、一方の当事者が当該紛争において勝訴当事者に値するとしても、他方の当事者に対する弁護士費用請求権の行使が衡平の理念によって認められない場合もありうるから、この点も留意しておきたいところである。衡平の理念による調整は、弁護士費用の請求が法律を根拠とする場合のほうが契約を根拠とする場合よりも入りやすいとされるが<sup>(54)</sup>、弁護士費用請求が契約を根拠とする場合であっても弁護士費用の請求を認めることが相当でないといえる特別な状況が認められるならば、裁判所は、当該弁護士費用請求権の行使を否定することがある<sup>(55)</sup>。

#### (b) 弁護士費用請求規定の射程

「勝訴当事者は敗訴当事者に対して、紛争の解決に要した弁護士費用を請求できる」といった趣旨の弁護士費用請求規定を設けた場合、「紛争」の範囲をどのように画するかが弁護士費用請求権の射程との関係で重要な意義を有する。「紛争」の定義が不明瞭である場合においては、当該紛争とは、(当該弁護士費用請求規定が含まれる)取引契約違反を問う紛争に限られるのか、または、取引契約の関連する紛争であればその形式を問わず(不法行為を原因とするような場合であっても)広く含まれるのかという問題が生じうるためである。

この点、弁護士費用請求権の射程に関する解釈は、弁護士費用請求規定の文言に忠実に行われる傾向にあるから<sup>(56)</sup>、自己の意向を適切に当該規定に反映する必要がある。

## 4. おわりに

弁護士費用請求規定は高額化する弁護士費用の負担を転嫁しうる手段として有用な場合があるものの、(1) 弁護士費用請求権を有することになる「勝訴当事者」の確定、(2) 弁護士費用の合理性の確保、および(3) 弁護士費用請求の実効性の確保との関係で注意を払わなければ、その機能を十分に果たせない可能性がある。とりわけ、「勝訴当事者」の確定方法については、紛争リスクのコントロールにも関連しうることから十分な検討に値する。この点、本稿をふまえると次のような案が考えられるであろう。

「If a lawsuit, arbitration, or other proceeding of any nature whatsoever is instituted in connection with any controversy arising out of this agreement or to interpret or enforce any rights under this agreement, the prevailing party shall have the right to collect from the other party its reasonable attorneys' fees incurred. The prevailing party is a party that obtained at least 75% of its total affirmative claims and is to pay no more than 25% of the other party's counterclaim」(「本契約から生じたいかなる紛争または本契約における権利の解釈もしくは行使に関して提起された訴訟、仲裁、またはその他どのような形式の手続についても、勝訴当事者は、自己の要した合理的弁護士費用について、他方当事者から支払いを受ける権利を有する。勝訴当事者とは、自己の請求全額について少なくとも75%以上分の権利を取得し、かつ、他方当事者の反対請求の25%以上の支払い義務を負わない者をいう」)。

### (注)

(1) これら論点に関しては州法も大きく関係するところ、本稿においては、多数説に分類できると思われる州における取り扱いを中心に論じている。

(2) John Y. Gotanda, *Awarding Costs and Attorney's Fees in International Commercial Arbitration*, 21 Mich. J. Int'l L. 1, 9 (1999), <https://repository.law.umich.edu/mjil/vol21/iss1/1/> (last visited Feb. 6, 2024).

- (3) See Dep't of Just., *USAO ATTORNEY'S FEES MATRIX-2015-2021 Revised Methodology starting with 2015-2016 Year*, <https://www.justice.gov/file/1461316/download> (last visited Feb. 23, 2024) (コロンビア特別区における民事訴訟に関する弁護士費用の請求があった場合において、その合理性を検証すべくコロンビア特別区弁護士事務局民事部門が整理した統計結果を紹介する)。
- (4) E.g., Sara Randazzo and Jacqueline Palank, *Legal Fees Cross New Marks: \$1,500 an Hour*, *The Wall Street Journal*, Feb. 9, 2016, <https://www.wsj.com/articles/legal-fees-reach-new-pinnacle-1-500-an-hour-1454960708> (last visited Feb. 23, 2024) (2016年時点で著名な法律事務所の弁護士報酬レートは一時間 \$1,500 に達したとする) ; See e.g., Hughes Hubbard & Reed, *U.S. Legal News for Japanese Companies-December 2023 Edition*, <https://www.hugheshubbard.com/news/u-s-legal-news-for-japanese-companies-2> (last visited Feb. 23, 2024) (2023年11月には第一三共株式会社が癌治療薬に関する特許権侵害にまつわる仲裁において、\$46mの弁護士費用の補償を受けることになった旨の報道があり、これは、近時の紛争における弁護士費用のインパクトの大きさを示すものと評価できる)。
- (5) E.g., *Baker Botts LLP v. ASARCO LLC*, 135 S. Ct. 2158, 2161 (U.S.2015).
- (6) Gotanda, *supra* note 2, at 11.
- (7) See e.g., *Dixie State Bank v. Bracken*, 746 P.2d 985, 988 (Utah 1988).
- (8) 9 U.S.C. § 1 *et seq.* たとえば、仲裁合意があるにもかかわらず当事者の一方が訴訟提起した場合における取り扱いについて定める。
- (9) これに対して、裁判所の判断で一方の当事者に他方の当事者の要した弁護士費用の負担を命じる場合はある。たとえば特許訴訟との関係では、当該訴訟の準拠法および事実関係をふまえ、勝訴当事者に訴訟上著しく有利な立場が認められた場合などにおいて、裁判所が敗訴当事者に、勝訴当事者の要した弁護士費用の補償を求める場合がある。See 35 U.S.C. § 285.
- (10) 770 ILL. COMP. STAT. 60/38.1 (from Ch. 82, par. 37), § 38.1 (i) ; 38.1 (a) (5).
- (11) See e.g., *Federated Capital Corp. v. Haner*, 351 P.3d 816, 819 (Utah Ct. App. 2015). なお、弁護士費用請求規定については格別の要件を課す国もあるため注意を要する。たとえば、イギリス仲裁法（イングランド、ウェールズ、および北アイルランドに適用され、スコットランドには適用されない）においては、「仲裁手続に関する費用（弁護士費用を含む）についての分担を決する規定については、当該紛争が生じたのちに当該規定に合意した場合に限って有効である」とする。Arbitration Act 1996, c. 23, 60 ; 59 (1) (c) (Eng.). なお、イギリス仲裁法については、2023年11月に改正案が提示されているが、当該条文についてはその対象に含まれていない。Amend the Arbitration Act 1996 Bill 2023, HL Bill [7], <https://bills.parliament.uk/publications/53038/documents/4018> (last visited Feb. 23, 2024).
- (12) See generally 瀬川一真『米国法適用下における商取引契約書』、81-82（大学教育出版、2019）。
- (13) See e.g., *Crowly v. Black*, 167 P.3d 1087, 1090 (Utah Ct. App. 2007) (*citing* *Cobabe v. Crawford*, 780 2d. 834, 836 (Utah Ct. App. 1989)).
- (14) Am. Arb. Ass'n, *Costs of Arbitration*, at 2, [https://www.adr.org/sites/default/files/document\\_repository/AAA228-Costs\\_of\\_Arbitration.pdf](https://www.adr.org/sites/default/files/document_repository/AAA228-Costs_of_Arbitration.pdf) (last visited Feb. 6, 2024).
- (15) Am. Arb. Ass'n, *Commercial Arbitration Rules and Mediation Procedures* r.49 d (ii) (amended 2013), <https://adr.org/sites/default/files/Commercial%20Rules.pdf> (last visited Feb. 6, 2024).
- (16) 太文字下線部は本稿における検討事項と関連する箇所を指す。これらの改定案は「おわりに」において提案する。
- (17) E.g., *HGG Platinum LLC v. Preferred Product Placement Corp.*, 2015 WL 6504586 at 1 (D. Utah Oct. 27, 2015).
- (18) F.C.R.P.54 (d).
- (19) See generally, *R. T. Nielson Co. v. Cook*, 40 P.3d 1119, 1127 (Utah 2002)（「勝訴当事者」の解釈を決するにあたって、弁護士費用に関する請求が法律・契約のいずれに基づくものであるかどうかを区分することなしに過去の裁判例を参考にしている）。とりわけ「勝訴当事者」の解釈については、当該弁護士費用の請求が法律・契約のいずれを根拠とするかにかかわらず、統一的に行われているようである。See e.g., *Waas v. Red Ledge Land Dev.*, 2021 U.S. Dist. LEXIS 216025, at 5 (D. Utah 2021).
- (20) E.g., *Shum v. Intel Corp.*, 629 F.3d 1360, 1367 (Fed. Cir. 2010) (*citing* *Farrar v. Hobby*, 506 U.S. 103, 111-13 (1992)).
- (21) E.g., *Royal Palm Properties LLC v. Pink Palm Properties LLC*, 38 F.4th 1372, at 1380-81 (11th Cir. 2022)（一方の当事者が他方の当事者による商標権侵害を主張したところ、他方の当事者が当該商標の無効を主張した事件。裁判所は、商標権侵害を否定するとともに当該商標権は有効であると判断したうえで、当事者間の法律関係に重大な変更は生じていないとして「勝訴当事者」の存在を否定した）。
- (22) E.g., *Shum.*, 629 F.3d at 1368.
- (23) See e.g., *Manindra Mill. Corp. v. Ogilvie Mills, Inc.*, 76 F.3d 1178 (Fed. Cir. 1996)（原告が競争事業者の有する特許権の無効確認および自己による当該特許権侵害の事実の不存在の確認を求めた事案において、それらが確認され、原告が「勝訴当事者」とされた）。
- (24) See *PricewaterhouseCoopers LLP, Damages awards in international commercial arbitration: A study of ICC awards (2020)*, at 4, <https://www.pwc.co.uk/forensic-services/assets/documents/trends-in-international-arbitration-damages-awards.pdf> (last

- visited Feb. 24, 2024) (国際商業会議所における 180 の仲裁事案を検証したところ、その裁定額は、申立人の請求額の 53% に相当する額であったと紹介する)。
- (25) *E.g.*, *Medical Protective Co. v. Pang*, 25 F.Supp.3d 1232, 1240 (D. Ariz. 2014). *See also* 66 A.L.R.3d 1115 (1985), *Who is the “successful party” or “prevailing party” for purposes of awarding costs where both parties prevail on affirmative claims* (ネット・ジャッジメント・アプローチを採用する州が複数あることを紹介する)。
- (26) *See* *Mountain States Broadcasting Co. v. Sterrett Neale and Neale Broadcast Alliance*, 783 P.2d 551, 557 (Utah Ct. App. 1989).
- (27) このように呼称しているのはユタ州であるが、その他の州でも同趣旨のアプローチが主流となっているようである〔それらアプローチについて、たとえば、アリゾナ州においては the totality of the litigation rule (*See e.g.*, *Medical Protective Co.*, 25 F. Supp., 1240, フロリダ州においては significant issues test (*See* *Trytek v. Gale Industries, Inc.*, 3 So. 3d 1994, 1996 (Fla. 2009) と呼称する)〕。
- (28) *See* *HGG Platinum, LLC*, 2015 WL 6504586, at 1. *E.g.*, *Mountain Protective Co.*, 783 P.2d at 558 (主要な争点は被告からの \$30,000 の相殺に関する主張であり、原告は当該主張は認められない旨の反論を行った事案。裁判所は \$6,000 の相殺を認容したうえで、被告は \$6,000 分・原告は \$24,000 分の勝利を収めたとして、当該事情との関係では原告に理があるとした)。
- (29) *See* *R. T. Nielson Co. v. Cook*, 40 P.3d 1119, 1127 (Utah 2002).
- (30) *See* *Shum v. Intel Corp.*, 629 F.3d 1360, 1367 (Fed. Cir. 2010).
- (31) *E.g.*, *Clean Harbors Environmental Services, Inc. v. 96-108 Pine Street LLC*, 286 A.3d 838, 846 (R.I. 2023).
- (32) *See e.g.*, *R. T. Nielson Co.*, 40 P.3d at 1127 (弁護士費用請求規定における「勝訴当事者」の単語が単数形〔prevailing party〕であることを着目し、一方の当事者のみが勝訴当事者に該当することが想定されているとした) ; *see also id.* (citing *Trayner v. Cushing*, 688 P.2d 856, 858 (Utah 1984)) (弁護士費用請求規定における「勝訴当事者」を「prevailing party」と単数形で示していない場合で、かつ、両方の当事者が請求それぞれについての認容判決を得た場合においては、両方の当事者が勝訴当事者となりうるとする)。
- (33) *E.g.*, *Manildra Mill. Corp. v. Ogilvie Mills, Inc.*, 76 F.3d 1178, 1183 (Fed. Cir. 1996).
- (34) *E.g.*, *Kemin Foods, L.C. v. Pigmentos Vegetables Del Centro S.A. de C.V.*, 464 F.3d 1339, 1347-48 (Fed. Cir. 2006). *But see* *Amazing Lash Franchise, LLC v. Sayed*, 21-cv-1540-WJM-SKC, n.1 (D. Colo. Dec. 30, 2021) (citing *Lorillard Tobacco Co. v. Engida*, 611 F.3d 1209, 1215 (10th Cir. 2010) (差し止め命令を得たとしてもそれが本案における勝訴を理由としない場合においては、勝訴当事者を確定する根拠とはならないとする)。
- (35) *See* *Kemin Foods, L.C.*, 464 F.3d at 1347-48.
- (36) *See* *Shum v. Intel Corp.*, 629 F.3d 1360, 1369 (Fed. Cir. 2010).
- (37) *See* *Raniere v. Microsoft Corp.*, 887 F.3d 1298, 1304-05 (Fed. Cir. 2018) (citing *CRST Van Expedited, Inc v. EEOC*, 578 U.S. 419 (2016)).
- (38) *See e.g.*, *Amazing Lash Franchise, LLC*, 21-cv-1540-WJM-SKC, n.1 (一方の当事者が任意で請求を取り下げた場合において、他方の当事者は勝訴当事者に該当しないとした)。
- (39) 仲裁規則・モデル法と弁護士費用請求規定(「勝訴当事者は敗訴当事者に対して、紛争の解決に関し自己の要した弁護士費用を請求できる」との内容を前提とする)における弁護士費用請求に関する取り扱いの整合性を見ている。
- (40) *Am. Arb. Ass'n, supra* note 14, at 2 ; *but see* *Am. Arb. Ass'n, supra* note 15, r.49 (d) ii) (当事者間で別途の合意がある場合にはそれに従うと規定する)。
- (41) *Int'l Chamber of Com.*, 2021 Arbitration Rules § 38.1,  
<https://iccwbo.org/dispute-resolution/dispute-resolution-services/arbitration/rules-procedure/2021-arbitration-rules/> (last visited Feb. 9, 2024). ただし、弁護士費用請求権の所在をどのように決定するかについては示されていない。
- (42) *U.N., UNCITRAL Arb. r.42, 40*,  
[https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/21-07996\\_expedited-arbitration-e-ebook.pdf](https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/21-07996_expedited-arbitration-e-ebook.pdf) (last visited Feb. 9, 2024).
- (43) *See generally*, *MoloLamken LLP, Who bears the legal costs in international arbitration?*,  
<https://www.mololamken.com/knowledge-who-bears-the-legal-costs-in-international> (last visited Feb. 9, 2024).
- (44) *ILL. COMP. STAT. 60/38.1* (from Ch. 82, par. 37), § 38.1 (i) ; 38.1 (a) (5).
- (45) *See e.g.*, *Waas v. Red Ledge Land Dev.*, 2021 U.S. Dist. LEXIS 216025, at 5 (D. Utah 2021). *See also* *R. T. Nielson Co. v. Cook*, 40 P.3d 1119, 1127 (Utah 2002) (「勝訴当事者」の解釈については、契約文言が同じであれば同じ結果になることを示唆する)。
- (46) *Crowly v. Black*, 167 P.3d 1087, 1090 (Utah Ct. App. 2007) ; *see also* *ICC Comm'n Rep., Decisions on Costs in International Arbitration* (2015) at 11,  
<https://iccwbo.org/wp-content/uploads/sites/3/2015/12/Decisions-on-Costs-in-International-Arbitration.pdf> (last visited Feb.10, 2024).

- (47) *See e.g.*, *Perdue v. Kenny A.*, 559 U.S. 542, 552 (2010).
- (48) *See* MODEL CODE OF PROF'L CONDUCT r.1.5 (Am. Bar Ass'n 2014) (弁護士は顧客に不合理な弁護士報酬を請求してはならないとしうえて、弁護士報酬が合理的であるかどうかの判断基準として、たとえば、対象案件の新規性・難易度および当該案件が必要とするスキルの水準を挙げるなどする)；*see also* ICC Comm'n Rep., *supra* note 46, at 12 (仲裁人が弁護士費用の合理性を判断するにあたっての指標を紹介しているが、おおむね弁護士倫理規定の内容と類似している)。
- (49) Robert E. Bartkus, *Improving Attorney's Fees and Interest Awards (May 2021)*, ABA Disp. Resol. Sec., <https://acllp.com/wp-content/uploads/2021/06/aba-improving-attorneys-fees-and-interest-awards-may2021.pdf> (last visited Feb. 10, 2024).
- (50) *Id.*
- (51) *See* ICC Comm'n Rep., *supra* note 46, at 12.
- (52) もちろん当該裁量も無制約ではない。仲裁人は、裁定額の根拠を示す義務の一環として、勝訴当事者の確定に関する判断の理由についても示さなければならないとされる。*See Coral-Tech Associates, Inc. v. Plumbing Contractors, Inc.*, 916 So.2d 958, 961 (Fla. Dist. Ct. App. 2006)。
- (53) *DiMarco v. Chaney*, 31 Cal. App. 4th 1809, 1815 (Cal. Ct. App. 1995) (「the prevailing party shall be entitled to reasonable attorney's fees and costs」との弁護士費用請求規定がある場合において、特に「shall」の箇所を重視し、仲裁人には勝訴当事者の要した弁護士費用の負担を敗訴当事者に命じる義務があるとした)。
- (54) *See Cobabe v. Crawford*, 780 P.2d 834, 836 (Utah Ct. App. 1989) (*citing Spinks v. Chevron Oil Co.*, 507 F.2d 216, 226 (5<sup>th</sup> Cir. 1975))。
- (55) *See Cobabe*, 780 P.2d, 836, n.3；*see e.g.*, *Cable Marine Inc., v. M/V Trust Me II*, 632 F.2d 1344 (5<sup>th</sup> Cir. 1980) (原告からの\$3,960の請求を受け、被告が\$2,500、そして\$3,750といった和解の提案を随時行ったところ、原告が当該提案の受け入れを拒否し、結果、訴訟において\$3,460および利息・訴訟費用の認容判決を得た事案。裁判所は、被告からの真摯な和解提案があったにもかかわらずそれを拒否し、不必要な費用を生じさせたとして、原告の要した弁護士費用の被告に対する請求を認めなかった)。
- (56) *See e.g.*, *Ralph J. Henderson v. Henderson Inv. Properties, L.L.C. et al.*, 148 Idaho 638 (Idaho 2010) (「本契約における規定の履行に関する紛争については、勝訴当事者が弁護士費用のうち合理的なものについて請求権を有する」といった趣旨の弁護士費用請求規定が存在した事案において、裁判所は、勝訴当事者が履行を求めた権利は契約上の権利ではなく法律上の権利であると整理したうえて弁護士費用請求権を認めなかった)。

(原稿受領 2024.2.27)

## 読者の皆様の声をお待ちしています

パテント誌における情報、言論の流れはとかく一方通行に終わりがちであり、編集に携わる会誌編集部としては本誌が読者の皆様にかに読まれているかちょっと気になります。

そこで、パテント誌では「読者の声」の欄を設けています。

「読者の声」欄に、参考になったこと、論考に対するご意見、編集者への注文などをEメールにてお寄せください。

「読者の声」のご投稿は・・・  
日本弁理士会 広報室「読者の声」係  
[patent-bosyuu@jpaa.or.jp](mailto:patent-bosyuu@jpaa.or.jp)



※ 500 字程度で、氏名、年齢、職業、連絡先をご明記の上、ご投稿ください。

※ご投稿頂いた「読者の声」は、パテント誌に掲載させて頂く場合があります。掲載させて頂く際は、事前にご連絡いたします。その際、一部を手直して頂く場合もございますので、ご協力をお願いします。